第四十三条第一項第三号	仮設建築物の新築	住宅等で仮設のもの又は第二十九条第一項第二号に規定する建築物であるものに係る特定建築等行為
第四十三条第三項	第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（同項各号	特定建築等行為（第一項各号

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準）

第二十九条　法第九十条の規定により都市計画法第四十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令第三十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「建築物又は第一種特定工作物の敷地」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。第三号イを除き、以下この項において同じ。）の敷地」と、同号イ(4)並びに同項第二号並びに第三号イ及びハからホまでの規定中「建築物又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、同号中「建築物又は第一種特定工作物が次の」とあるのは「住宅等がイ又はハからホまでの」と、同号イ中「法第三十四条第一号から第十号まで」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法第三十四条第十号」と、同号ハ及びホ中「市街化を」とあるのは「住宅地化を」と、「市街化区域内」とあるのは「居住調整地域外」と、同号ハ中「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為」と、同号ニ中「法」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、同号ニ及びホ中「建築し、又は建設する」とあるのは「建築する」とする。

（開発許可関係事務を処理する市町村長等の特例）

第三十条　法第九十三条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行令第三十六条第一項の規定の適用については、同項に規定する都道府県知事とみなす。

2　法第九十三条第一項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法施行令第十九条第一項ただし書、第二十二条の三第一項第三号ただし書、第四号及び第五号、第二十三条の三ただし書並びに第三十六条第一項第三号ハの規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。

（認定を申請することができる誘導施設等整備事業の規模）

第三十一条　法第九十五条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一　当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業　五百平方メートル

二　当該都市機能誘導区域に係る誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業　〇・一ヘクタール

（誘導施設等整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲）

第三十二条　法第百三条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、医療施設、福祉施設その他国土交通大臣が定める施設であって、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

第三十三条　法第百八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

二　前号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築

三　建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

（建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十四条　法第百八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

第十九条中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に改め、同条第一号中「工作物」を「施設等」に改め、「市町村道」の下に「（道路法第三条第四号の市町村道をいう。）」を加え、「道路法」を「同法」に改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条の見出し中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条第六号中「第七十四条第三号ロ」を「第百十九条第三号ロ」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条を第十七条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第十二条中「第二十条第一号ニ」を「第二十一条第一号ニ」に、「第一号イ(1)又はハ」を「第一号ハ」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

（都市再生事業支援業務に係る公益的施設の範囲）

第八条　法第二十九条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、医療施設、福祉施設その他国土交通大臣が定める施設であって、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

附則第二項中「第二十条」を「第二十一条」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号ロ中「及び法第五十八条」を「、法第五十八条及び法第六十条の三第一項」に改める。

第百三十七条中「第六十条の二第一項若しくは第二項」の下に「、法第六十条の三第一項」を加える。

第百三十七条の十二第二項中「第六十条の二第一項若しくは第二項」の下に「、法第六十条の三第一項」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第三条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の七第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「第六十八条の五の二」を「第六十八条の五の三第一項」に、「第五十二条第一項第二号から第四号まで」に、「第六十八条の五の三」を「第六十八条の五の四」に改め、同号ハ(2)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第四十六条第一号中「又は高層住居誘導地区」を「、高層住居誘導地区、居住調整地域又は特定用途誘導地区」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十条の三第一項ただし書」を加え、「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改める。

第三条第一項第二号中「第五十七条の四」を「第五十七条の四第一項」に、「から第三項まで及び第六項」を「、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の三第一項及び第二項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第三十三号中「第七十二条の二第二項」を「第七十三条第二項」に、「並びに第四十五条の二十」を「、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第百八条第一項及び第二項」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第五条　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し及び同条第一号中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条第二号ロ中「第七十四条第三号」を「第百十九条第三号」に改める。

第二十六条中「第七十四条第三号」を「第百十九条第三号」に改める。